平成２４年（フ）第２０６号
千葉県我孫子市白山２丁目19番２―402号
レイクヒルズ白山
破産者　鈴木　　隆
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４１５号
千葉県松戸市稔台１丁目27番地の14　メゾンカネコ102号
破産者　幸田　昌三
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１１３６７号
静岡県静岡市葵区産女1022番地
破産者　株式会社シノハラ
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６１５号
東京都台東区西浅草３丁目７―７―701、開始決定時の住所東京都港区六本木２丁目３―５―504
破産者　熊谷　真衣
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５４３号
東京都荒川区南千住４丁目９―１―606
破産者　吉澤　　亨
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０１号
横浜市鶴見区岸谷１丁目27番12号
破産者　有限会社スペースクリエイト
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９４号
富山市月岡町６丁目1320番地１
破産者　まど家株式会社
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１７号
愛知県西尾市吉良町吉田中屋敷49番地１
破産者　鈴木　明弘
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３３号
愛知県西尾市吉良町吉田中屋敷49番地１
破産者　鈴木　正子
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５８号
滋賀県近江八幡市安土町上豊浦674番地１
破産者　株式会社ファーニッシュコーポレーション
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１３７２号
大阪市東成区大今里３丁目15番23号
破産者　株式会社オプト・シンコー
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６９７号
大阪府高槻市氷室町４丁目３番10号
破産者　有限会社昭和営繕
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７５２号
大阪市天王寺区東高津町11番７号
破産者　株式会社エムズ建築設計
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４６３号
大阪市住吉区千躰２丁目４番17号
破産者　ナテックフィーダ株式会社
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３５６号
大阪市淀川区西宮原２丁目２番17号
破産者　スターズ株式会社
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６４４号
大阪市都島区内代町２丁目３番６号
破産者　一防災株式会社
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５００号
広島市中区流川町２番24号
破産者　株式会社ウエノ
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６０号
徳島市庄町３丁目30番地４
破産者　有限会社山﨑石油
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５４号
北海道北見市緑ケ丘６丁目５番22号
破産者　有限会社粟崎電子
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第１２１９３号
東京都新宿区住吉町４―１―604
破産者　林　　三攝
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０１８号
相模原市緑区大島2217番地２
破産者　株式会社富岡工業
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８２８号
横浜市旭区笹野台１丁目７番26号
破産者　株式会社セキショウエンジニアリング
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部